

令和元年度第11回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年2月10日(月)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後2時30分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員(会長職務代理) 5番 遠藤泰三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	6番 大太勇三委員 19番 吉澤一誠委員
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 田中英省委員 高西早苗委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 田村係長 長谷川係長 妹尾主幹 高田主幹
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

- エ 第4号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について
- オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時30分

事務局（宅和局長）

議案の取り下げがありましたので、報告いたします。議案第5号農用地利用集積計画の案件です。28頁をお開きください。番号2-31から2-33までの3件が取り下げられましたのでよろしくお願いします。

議長（高西会長）

それでは、第11回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

それでは、議席番号3番の井田委員と議席番号5番の遠藤委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、大太委員と吉澤委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは4ページ、番号42の富益町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号42の富益町について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は後継者のいない譲渡人が所有する農地について、親戚である譲受人に贈与を行おうとするものです。取得後の経営面積は39アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

田中農業委員

42番の議案について説明します。現地調査は2月4日に田中が、別の日に友森推進委員が行いました。申請地は、境線の弓ヶ浜駅の西に位置します畑1筆820平方メートルの農地で、綺麗に耕運されていました。本件は、後継者のいない渡人から、親戚の受人に贈与を行うものです。ごくありふれた親戚間の贈与と案件とっておりましたら、受人が高齢で、実態はどうなのかと気になり、2月7日に訪問して聞きますと、受人の長女が婿の定年退職を機に、長女の里である米子へ約3年前にUターンされたそうです。ですから本件の実際の耕作者は、長女の婿です。話を伺う中で、婿さんは非常に農業に対して意欲的で、問題無くこれから農地を管理されていくというふうに判断しています。余談ですけど、富益地区の農業活動への参加を私の方からでも積極的に呼びかけて、将来的に地域のまとめ役でもしてもらえんかという形でフォローしていきたいと思います。書面上では相対の事であってもしっかり面談して様々な情報を得ることが大事だという事を痛感した次第です。許可については全く問題ないと思います。審議の方よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号43の下郷について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号43の下郷について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が所有する農地について、同居の娘に贈与を行おうとするものです。同一世帯内での贈与ですので経営面積は126アールで変更はありません。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

43番の議案について説明します。現地調査は1月30日、調査委員は中本委員、尾坂推進委員です。申請地は、淀江岸本線を米子方面の山陰道へ入る右手の下郷集落の東に位置します田5筆計8,696平方メートルの農地となります。本件は、娘である受人にこの度贈与行うものです、世帯内贈与のため耕作面積の増減はありません。管理につきましては水稻を作付しており、管理はきちっとされております。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号44の両三柳について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

まず、番号44の議案の訂正をお願いします。備考欄の下水道管理設のためを上下水道管理設のためと訂正お願いいたします。では番号44の両三柳について説明いたします。地番、地目などは資料、議案のとおりです。地役権の設定は平成29年9月総会以来の案件となります。地役権の設定により負担を受ける土地を承役地といい、便益を受ける土地を要役地と言います。今回は両三柳〇〇〇番の地下部分に

上下水道管を敷設して承役地とし、住宅を建てるにあたり、上下水道管がきていないため、その農地の下を水道のために利用するというようになります。一般的に多い事例としまして、他人の土地を通行する際の通行地役権などがイメージしやすいかと思います。今回は、通常の農地法3条の売買や贈与などと違い、この権利の設定の内容が、許可要件の各号の照らし合わせと、他に地権者に聞き取りを行いましたところ、耕作する意向を確認しております。また、深さについても、耕作に支障がない深さであります。以上から、周辺の農地等の営農条件や、耕作自体に影響、支障はないものと考えます。全部効率利用や、周辺農地、地域への調和などの要件が近いと考えますが、該当しないため、許可要件として総合的に判断すると、問題はないものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

それでは、44番議案について説明します。先月、転用の許可申請のありました両三柳〇〇〇番に上下水道の管を接続するために管を敷設のため隣接農地を利用するものです。水道管敷設については、管を深さ60センチ、下水管は120センチ程度のところに敷設し、〇〇〇番に引き込む計画です。地役権設定の対価については無償ということ聞いています。なお、埋設後は耕作することということです。地役権設定後も農地として利用するのに支障はありませんので、問題はないと考えます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページをお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ、番号の8の上福原と番号の9の上福原について、関連しますので一括して審議します。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

影嶋推進委員

8番と9番について説明します。詳細は、議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。1月24日に関係業者から被害防除等の説明を現地で、吉澤委員、影嶋推進委員、事務局職員1名で受けました。造成計画は、現状のまま利用のため、整地のための計画です。雨水の排水は、地下浸透で、現地を確認したところ、問題はありません。フェンスの高さは8番が1メートル50センチで、9番が1メートル20センチです。雑草対策は年に3回程度草刈をします。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を確認しております。隣地住民への同意も確認しております。雑草対策は申請者本人が行い、パネル等の管理は〇〇が行います。農地区分は8番が駅から1キロ以内に住宅等が40パーセントを超え連たんしている区域内の農地で、第2種農地に該当します。9番は、管理設道路の沿道区域で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして7ページ、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ、番号99の河崎と番号100の河崎について、関連しますので、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

99番と100番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。2つの案件は、譲受人も同一であり、隣地で一体の転用につき、一括して説明します。転用目的は99番は園庭で、100番は駐車場の設置を計画したものです。造成計画は、盛土5センチから30センチを行い、園庭は、真砂土を敷きます。駐車場はコンクリート舗装をする計画です。擁壁は20センチのコンクリートブロックを3段積みで概ね60センチの高さで周囲を囲み、外部へ雨水が流出しないよう措置します。防護柵として、その上にフェンスを120センチの高さのものを設置します。雨水の排水は、園庭は敷地内に側溝を浸透柵から地下浸透、駐車場の溜柵から既存道路側溝へつなげて流す計画です。汚水の発生はありません。99番、100番ともに、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を確認しております。農地区分は両件とも、住宅等が連たんしている区域に近接している区域で、10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号101から番号104の両三柳について、関連しますので、一括審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

101番から104番までの説明を4件まとめて説明します。転用目的は、一般住宅の建築を4件計画したものです。2月7日に大縄委員と山中推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、盛土20センチから30センチを行います。雨水の排水は、住宅区画ごとの敷地内溜桝から既設及び新設の道路側溝へ流す計画で問題は無いです。擁壁は、隣接耕作地の境界には既存のL字擁壁が入っている状況ですので土砂等の流出の恐れは無いです。また、今回の転用の残地になる部分は土羽打ちを行うとのことです。汚水の排水は、全て公共下水道へ接続します。必要な部分について、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を全て確認しております。農地区分は、管理設道路沿道の区域の農地であるため、第3種農地に該当します。転用については問題ないと思われるので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議の無い方は挙手願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号105の高島について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

105番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。2月4日に森中委員と事務局、業者と3者で、被害防除について、現地確認を行いました。造成計画は、盛土10センチから20センチを行い、碎石を敷設する計画です。排水について、西側以外の方角は隣地が30センチ程度高い状況となっていますので措置は不要ということです。西側の隣地農地のみ、境界部分に碎石等敷く時に、畔状の形状にして水止め、土止めの措置を行います。以上から雨水の排水は、地下浸透で問題はないと考えます。周囲には、高さ100センチのフェンスを設置する計画です。雑草対策は、碎石敷設と、定期的に草刈り等を行う予定の計画としております。パネル等の総合的な管理は〇〇が行います。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改

良区の意見書等を確認しております。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、審議をよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号106の河岡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

106番と107番の議案については植田推進委員より説明いただきますので、ご審議よろしく申し上げます。

植田推進委員

106番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。本件は、所在地市内河岡の農地、面積908.8平方メートルを資材置場に転用しようとするものです。なお、申請地は河岡の中央に流れています野本川の東側に位置し、河岡の公民館から少し下側に位置する所に所在しています。2月4日に高橋委員、植田推進委員及び事務局と、被害防除等について、現地確認を行いました。受人の株式会社マスハラ建設は、現在市内浦津に土場及び資材置場を保有していますが、許容量を超え、今後増えていくであろう都市計画区域外及び非線引き区域での建設現場に対応していくため、市内の東側で資材置場を確保する必要があることから、当該申請地に資材置場を設置するという事になったものです。造成計画は、盛土30センチから50センチを行います。コンクリートブロックを20センチ×3段の60センチを設置し、流出措置の擁壁を設置します。雨水の排水について、地下浸透と、雨水桝から自然流下で既設の道路側溝へ流す計画で問

題ありません。隣接耕作者の同意、河岡農事実行組合の排水同意を確認しています。土地改良区については該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内で、10ヘクタール未満の農地のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号107の河岡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

植田推進委員

107番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。本件は、所在地市内河岡の農地、面積1501.03平方メートルで、転用目的は建築条件付き売買予定地で、内容は、住宅6棟と道路の設置を計画したものです。申請地ですが、106番の議案で説明しました農地から数十メートルほど下側に位置する所にあります。現地確認は同じく2月4日に行っています。受人の株式会社ミネプラスによると、申請地は従来から河岡の中にある円形団地のすぐそばで、都市計画の区域外という事もあり、住宅の建築場所としては人気が高く、問い合わせも多くある場所という事です。このため今般の建築条件付き売買予定地に転用し、住宅ニーズに対応しようとするものです。造成計画は、盛土30センチから50センチを行います。コンクリートブロックを、20センチ×3段の60センチの高さで設置し、流出措置の擁壁とします。雨水の排水については、敷地内溜枘から自然流下で既設及び新設の道路側溝へ流す計画で問題無いと考えます。また汚水は農業集落排水に接続いたします。河岡農事実行組合の排水同意を確認しています。土地改良区については該当ありません。なお、隣接農地の同意は申請者の農地のみで必要は無いと考えております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内で、10ヘクタール未満の農地のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ちょっと事務局、建築条件付き売買予定地について、簡単に説明を。

事務局（高田主幹）

建築条件付き売買予定地について、前回に淀江の案件でさせていただいたのですが、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結する場合は、次の事項を契約書に記載する事というのがあります。土地購入者が土地の売買契約締結から概ね3月以内に住宅建設の建築契約を締結すること。概ね3月以内に建築請負を締結しなかった場合には、土地の売買契約を解除する事を契約書に記載します。転用事業者として転用許可に係る当該土地の全てを販売する事が出来ないと判断した時は、販売する事が出来なかった残余の土地に自ら住宅を建設する事。こういったものがありまして、実際同じものが建つとかは別として、住宅の設計図、見積もり等については申請書に添付していただいています。もし売れ残った場合はそういうものを建てるというのをミネプラスさんと話をさせていただいています。

議長（高西会長）

事務局から説明してもらいましたが、何か分からんこととかご質問がございましたら。

田中農業委員

事業者が自ら住宅を建設する場合、これには期限は設けてないのですか。3か月以内に請負契約を締結すると書いてあるのですが、これだったら無期限にいくような感じがするのですが。

事務局（高田主幹）

そこに関しては、今出ている通知を見ていると思うのですが、具体的には明記がございません。ただ一般常識的に考えて、何年もというのやはり問題はあると思います。元々運用の方でも3月毎に報告を受けるようにという条項もありまして、例えば今後、建築条件付きで売れない部分を真砂土とかで造成しただけになりますので、そうした状態でも3月毎に報告を受けて、売れているのか売れていないのかという確認を入れなければならないと思います。その際、必要があれば契約の確認だとかそういった事をお願いせねばならないかなというの思っています。

田中農業委員

最悪はそうしたらずるずるいく可能性もあるということですか。

事務局（高田主幹）

それは鳥取県にも確認して、具体的にどれくらいなのかという指示を出して欲しいという話はしているところです。

田中農業委員

分かりました。

議長（高西会長）

他にありませんか。

森中農業委員

議案103と議案104については一般住宅というふうになっており、それから議案107については条件付き売買予定地というふうな転用目的になっていますが、その見分け方はどういうふうな判断で分けているのか聞きたい。

事務局（高田主幹）

一般住宅というのは買われる方が買って、こういうものを建てる譲受人、譲渡人とで話をして、1件1件の個別の申請でされて、両三柳の場合は4区画それぞれで出たということです。107番の河岡に関しては、申請者が6区画分全てを買い取り、土地の購入希望者に売るという格好になります。ただ、その際に説明させていただいたように、土地の売買をしたらきちんと契約をして家を建てなさいということです。過去は皆さんご存知のとおり造成のみのもは認めないということがきちんと明記されていますので、そういったものを、まあ緩和ではないですけども、きちっと家が建てるという条件とその内容があるんでしたら認めましょうという通知が出たというものです。

森中農業委員

この場所は、開発許可は必要としない場所なのでそういう事になっているけど、例えば、開発許可を必要として業者が開発して宅地を売るという事については、条件付き売買予定地という事の位置付けになるのか。そのへんをちょっと。

事務局（宅和局長）

開発許可の必要な市街化調整区域につきましては、誰が家を建ててもいいという所ではありません。基本的には建築条件付き売買予定地という目的で転用が出るのは、米子であれば都市計画区域外での伯仙地区と線引きが無い淀江地区、この二つになろうかと思います。市街

化調整区域については建築指導課の方にも確認しましたが、このような建築条件付き売買予定地という事で誰が家を建ててもいいというような事にはならないと聞いております。

議長（高西会長）

今までは、分譲ほどはいけんで、建売分譲でない。それを緩和して、分譲はいいけど期限を切って、3か月以内に売買契約を結ぶと。それが出来ない場合は、解除するという事になっていますので、その辺を各委員さん良くご理解の上に対応していただきたいと思います。

他にご意見ご質問ありませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、非農地と決定とします。

続いて、11ページ、議案第4号をお願いいたします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に規定に基づき意見を求めます。それでは、12ページ編入の番号1から番号3の淀江町稲吉について、関連しますので一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高田主幹）

番号1から番号3の淀江町稲吉の編入理由についてご説明します。本地区は、古くから二十世紀梨の生産団地が形成されていますが、近年、耕作者のリタイヤにより休耕地が増加しています。このため、リタイヤ農家が所有等している農地を活用し、より収益性の高い品種の導入定着を図り、団地全体の生産拡大を実現するため、平成2年から4年度にかけて、JA鳥取西部が事業主体となりまして、当該農地を含む約1.3ヘクタールで灌漑施設等を整備する農地耕作条件整備事業を実施することになったものです。しかし、事業の実施農地7筆のうちの当該農地3筆につきまして、農振農用地外であったため、農振農用地区域への編入をするものです。市の考え方ですが、農地耕作条

件整備事業の採択の要件として農振農用地区域内でないと事業実施出来ないというものです。農業振興地域の整備に関する法律等において、用排水施設や土地の造成等の事業で、国が直接又は間接的に全部又は一部を補助する事業については、農振農用地区域に含めるものとして該当するため、当該農地を農振農用地へ編入するものです。

議長（高西会長）

委員さんから補足がありましたら。

田中推進委員

この地区は非常に農地が荒れておりまして、遊休農地になっている所が多いです。そうした中で、この農地再生の整備事業は誠意的を得たものであると考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

議長（高西会長）

補足すると、ここは農振区域じゃないもので、それでダムの水を引いて灌漑施設を敷設して、水を消毒や灌水に使うという事で、その場合に農振区域にいれないと補助金が出ないですから、そういう関係で。今までは除外区域だったけど、農振区域に入れて、それできちんとされた後は、淀江土地改良区に加入していただくと。中には改良区に入っておられる方もありますが、それには受益面積が増えていくという結果でございます。大体そういう事です。

何か、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、14ページ除外の番号1の大崎について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田村係長）

番号1について説明します。除外理由としては、隣の雑種地を利用した太陽光発電施設の開発を計画している広島県福山市の業者がおられます。その開発にあたり、雑種地だけでは南側のパネルの配置とか資材置場等の確保に苦慮する事になり、近隣を調査したところ、今回の申し出があった農地について、既に非農地証明がされているという事が分かり、この度、太陽光発電施設として効率的な土地利用を図る事になったため、今回の農振農用地の変更申し出が出されたものです。市の考え方ですが、当該申請地は平成元年6月25日付けで農業委員会から非農地証明済です。併せて、農業振興地域の整備に係る法律第13条第2項各号の要件のすべてを満たし、今後農業施策を実施する予定もありません。このことにより、非農地であるため、農業振興地域制度に関するガイドライン第16法第13条関係2農用地利用計画の変更（1）①ウの基準のすべてに該当するため農用地区域に残置しておくことが不相当と判断したものです。

議長（高西会長）

委員さんから補足がありましたら。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、除外の番号2の富益町について審議いたします。関係者の田中委員の退席を求めます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田村係長）

番号2について説明します。除外理由としては、申出地は、農業生産法人として年々農業経営を拡大し、現在21名と従業員等も増えています。来客用や従業員用の駐車場確保を今非常に苦慮している状況になっています。そのため、事務所の近隣で、駐車場用地を探されたそうですが、近隣は福祉関係の施設が多く、また道路幅も広い状況です。地域住民や従業員の交通安全確保を勘案した結果、事務所の向かいにある自己所有地を利用するため、農振農用地の申し出がなされたものです。市の考え方ですが、当該申し出計画につきましては、農業生産法人として農業経営を拡大されている中で、雇用者の通勤の確保や地域住民の安全対策に寄与するものと考えています。当地選定等を勘案したところ、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号で定められている集团的農地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積等への支障は極めて小さいため、農振農用地の計画変更もやむを得ないと判断しております。説明は以上です。

議長（高西会長）

地元委員さん、何か補足がありますか。

足立農業委員

先程皆さんに来てもらった所です。シルクファームさんは、特に富益の方になりますけど、畑を結構利用していただきまして、本当に助かっています。そういう意味からも、我々地区としても、シルクファームさんを応援せにやいけんと、そういう気持ちも持っておりますし、ありがたく思います。これによって別に畑がどうなるといった問題はございませんので、従業員の皆さんがきちっと使って立派な畑を作っていくと、それに貢献をしていただくという事になります。ということで、よろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、除外の番号3の日下について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高田主幹）

尾高地区におきまして、残土処分場の建設が予定されており、当該市道での大型ダンプ等の往来が増加することが想定されます。現状の市道の幅は3.5メートルで、車のすれ違い等ができる幅ではないため、地元土地改良区や耕作者等から安全対策として市道の拡幅等が要望されております。しかし、現時点で米子市として当該市道を拡幅する予定は予算的にもありませんので、このため、市道路担当課と開発業者との協議の結果、道路法第24条に基づく市道拡幅事業を実施することになったというものです。市の考え方ですが、市道拡幅計画は、道路法第24条に基づく事業実施です。これは管理者以外の者が承認を得て工事して、3.5メートルを7メートルから8メートルにするのですが、それをまた開発業者が工事したものを市に寄付するといったものです。農振関係法令では、農地法に基づく事業用地については、農振農用地区域に含めないことという定めがあります。このため農振農用地区域から除外をするものです。説明は以上です。

議長（高西会長）

地区の委員さんから補足がありましたら。

植田推進委員

市道尾高日下原線ですが、この拡幅については問題無いと考えておりますが、その目的が残土処分場で大型ダンプが通るという事で、その残土処分場自体が、どのような規模でどのようなものを埋められるか、あるいはトラックの運搬ルートといいますか、日下の自治会内の市道等を通られるかどうか等々を受け、いわゆる下流域の日下自治会には説明していただくよう、事務局を通じ事業者申し入れをお願い

しているところです。以上です。

議長（高西会長）

事務局、今委員さんが説明されたけど、どうなっているのか。

事務局（高田主幹）

規模ですけど、長さ780メートルで開発区域の面積として127,000平方メートルほどの林地の開発で尾高の山の中に処分場を造るというものです。概算の事業費として16億円程度で、一般の民間の残土処分場ですので民間の物も入りますけど、当然ですが公共のものも入るといふ事です。地元の説明という事ですけど、今後除外の後に農地転用も出る予定でして、これは除外の意見という事ですので、道路法も24条をするという事で、そちらの方から地元の地区の説明等を協議もされていますし、同意等も出ているものと他法令のもので確認しております。次のステップに進むにあたり、場所としては尾高、ただ道路の拡幅は日下になるというところで、うちの方で言えるものとしては、地元の説明というのを次のステップの段にはお願いをしようかと考えております。以上です。

議長（高西会長）

お願いしようかと思っているなんてことはおかしい。今地元の日下の方が地元で自治会に説明して欲しいと言っておられる。それから建設残土というの、公共残土しか入れない場合と民間のやつを入れるって場合になると規制もあるし、そのへんの所ももうちょっとしっかりしとかなければいけない。尾高の大山観光道路の観光農園の東側2ヘクタールくらいですか、そこを2期に分けて小倉興産さんが建設残土の処分場を何して、県の県土整備局の許可をもらって、公共残土ですから、残土置場の現場は西尾原の集落の上ですけど、排水が塩川に流れるものですから、それでうちの自治会とよく協議して、設備もきちんとしてもらい、調整池、沈砂池、そういうものを造って、協定を結んでやってもらったのです。だから、地元の日下の委員さんがそう言われるという事はしてないと思う。だから、そのへんは事務局とし

てきちんと調べて、受ける時には何しといてあげないと、先でトラブルが起きたりする。地元委員さんがそういう事を言って問題ありませんと言うから、ここでの審議は承認されると思うけど、問題は非常に起きやすい環境だ。

森中農業委員

市道だという事だけでも、米子市は市道認定するという事は、話が付いているのか。

事務局（高田主幹）

はい、付いています。

森中農業委員

それなのに地元の委員さんが分からないというのが理解出来ない。大丈夫か、その辺は。

事務局（高田主幹）

今の段階では、農振除外の道路部分の意見の所です。多分、開発の方では尾高の方には説明していると思うのですが、日下の方の耳に入っていないという所については確認したいと思います。今後道路に関する転用が出てきますので、その際には地元と話したいと思います。

森中農業委員

今ここで我々の総会としては、除外する目的は市道という事で論議している。市がどのへんで整備したものを受けるのか、あるいはこれから整備するのか。個人の事業であるものを市が受けるわけだから、それで地元委員さんが分からないというのが、そういうことが大事だと思うし、拡幅するという事になるので、地元の委員さんが分からないというのが理解出来ない。それはきちんとしてあるわけだな、米子市と。

事務局（高田主幹）

道路の手続きは進んでいると伺っています。こちらの方から道路の部分に関して、地元の日下の方に情報が行ってないという話はさせていただきます。

森中農業委員

その辺は行政同士での確認は無いのか。業者の確認はあっても、行政同士の市道で受けるってことの確認は。

議長（高西会長）

都市整備部と農業委員会の事務局で。

森中農業委員

土木と農業委員会に申請が出たけども、市道という事だが、市道として受けるということの確認はしてあるのか。

議長（高西会長）

してないだろう、それは。

事務局（高田主幹）

それはしてありますけども

森中農業委員

してあるならあるでいいけど、してあるんだけどもっているのは分からんですけど。

事務局（高田主幹）

日下の自治会に情報がいっていなかったというところについて、こちらからまた道路部門に投げかけたいと思います。

森中農業委員

土木と申請が出て来た農業委員会として、本当に市道として受けられるのかという確認はしてあるのか。

事務局（高田主幹）

担当には確認をとっております。

議長（高西会長）

米子市は、市道については寄付を受け、道路拡幅はきちんと市の都市整備部の係が設計をし、そのとおりに工事をして検査をし、良かったら市道に寄付してもらえば、それは許可する。問題は、その道路をなんのために拡幅するかっていう事はわかっているでしょう。しかも現場は、日下の上の山を開いて残土置場にすると、面積いくらにするか知らないけど。そうした時、事務局としては、そういうことなら地区の委員さんにその事も説明して、それから申請された業者の方にもそういう事を地元の自治会に説明をして、了解を取って欲しいと。同意を取って欲しいと言うことは大事な事だ。今後そのへんの事はきちんとして欲しい。先で地域の人や委員さんが困られないよう、トラブルが起きた時も解決するのは非常に大変だ。そのへんの事を良く考えて受け付けるようにお願いします。

他にありませんか。その件については、次に転用が出るようですので、その時は委員のみなさんしっかり、特に地元の委員さん、そのへんの事を見極めて、地元の地域の皆さんの立場に立って寄り添って、将来トラブルが起きないように、ひとつよろしくをお願いします。

他にありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨の意見を付すこととします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、19ページ、議案第5号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、始めに番号2-22を審議します。関係者の田中推進委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。25ページ番号2-22は再設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。田中推進委員の着席を求めます。

続きまして、26ページ番号2-24から27ページ番号2-25を一括して審議します。関係者の大縄委員の退席を求めます。

事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

26ページ番号2-24及び27ページ2-25は、再設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。大縄委員の着席を求めます。

続きまして、残りました22ページ番号2-1から29ページ番号2-33を一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

22ページ番号2-1から23ページ番号2-6は、借受人の希望による貸付です。

番号2-7は、再設定です。

番号2-8、2-9は、借受人の希望による貸付です。

番号2-10、2-11は、再設定です。

番号2-12から2-14は、借受人の希望による貸付です。

番号2-15から2-21は、再設定です。

26ページ番号2-23は農業者年金受給のための貸付です。

番号2-26から2-27は、再設定です。

番号2-28から2-30は、借受人の希望による貸付です。

なお、2-30は、新規設定の面積につきましては、3件取り下げが出ましたので、現在728アールと書いておりますが、621アールに訂正をお願いします。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、31ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号2-1から40ページ番号2-40を一括して審議いたします。

事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得について説明します。

31ページ番号2-1からページ番号2-40まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

今月は、A、地権者の意向によるもの33件、B、相対の契約から中間管理事業への切替4件、C、合理化事業から中間管理事業への切替1件、D、期間満了による更新2件です。

番号2-1から番号2-40まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、43ページ、議案第6号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、44ページ番号1から53ページ番号19までを、一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

44ページ番号1から53ページ番号19は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、番号20を審議します。関係者の泉委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

番号20の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。関係者の泉委員の着席を求めます。

続きまして、番号21を審議します。関係者の公本委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

番号21の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。関係者の公本委員の着席を求めます。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から説明してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。

56ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

57ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、58ページから59ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について8件を受理しています。

次に、60ページの非農地転用現況証明について、2件を証明しています。

次に、61ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して、1件を回答しています。

次に、62ページから63ページの農地転用現況確認書交付について、7件を交付しています。

報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので、県の農業会議の事務報告をします。今回は別に皆さんにご報告するような事項はありませんでした。事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

3月総会につきましては、定例会を3月9日（月）米子市役所401会議室での開催予定としております。

次に、3月の農地相談は3月24日（火）に和田公民館で行います。

次に、2月分の活動実績報告書ですが、提出日を3月5日（木）とさせていただきます。

私からは以上です。

事務局（長谷川係長）

令和2年度の農作業労賃につきまして、地区からの取りまとめ結果を今週金曜日くらいまでに、まだの地区の委員さんは事務局の長谷川までお願いします。3月の総会ですが、例年3月の総会の際に労賃の協議会を開催させていただいています。昨年は、バスの現地調査が終わった後、総会の前に労賃協を開かせていただいています。今年もバスの調査がお終わった後、労賃協議会を開かせていただき、それが終わりましたから総会の審議というかたちで、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

他にありませんか。無いようですので、これを持ちまして、第11回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後4時10分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員